

事 務 連 絡

令和3年1月15日

障害福祉サービス事業所 管理者 様

障害児通所支援事業所 管理者 様

尼崎市健康福祉局

法人指導課長

障害福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス等事業所の対応について

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件について本市を含む兵庫県から、「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所の対応における「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が別添のとおり示されました。

つきましては、継続的なサービス提供の実施と、感染防止の徹底（※1）に努めていただき、利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則としてサービスの提供を継続していただきますようお願いします。

また、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和3年1月7日付け事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱いについて（第7報）」が示されました。

つきましては、本市における障害福祉サービス事業所のサービス提供の取扱いについて下記のとおりとします。

（※1） 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底の上、対応を行ってください。

記

1 人員基準等の臨時的な取扱いについて（放課後等デイサービスを含む）

障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、当面の間、厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」（令和2年6月19日）、「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）」（令和2年6月30日）のとおり、一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減算しないことや、やむを得ず利用者の居宅等においてできる限りの支援（※2）を行ったと市が認める場合は、柔軟な取扱いとしますが、事業所の人員・空間を考慮し、利用者の衛生面・安全面に配慮し、適正なサービスの提供を確保してください。

なお、定員超過減算及び人員欠如減算については、新型コロナウイルス感染症の影

響である場合に限りまですので、理由と経過が明確にわかるよう記録をしてください。

(※2) 電話等による代替的な支援について

事業所が自主的に休業した場合や、感染症のおそれから利用者の判断で事業所の利用を自粛した場合において、市が必要と認めた場合は、電話や訪問などで利用者の健康管理や相談支援を行うことにより、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、1月14日から当面の間まで基本報酬の対象とします。

つきましては、在宅支援を行う場合は、必ず事前に、北・南部障害者支援課に連絡をしたうえで、届出書を提出していただき指示に従ってください。

なお、届出書の書式については、尼崎市のホームページに掲載しております「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の臨時的な取扱いについて（追記）【就労訓練以外】在宅利用に係る届出書・報告書（令和2年4月15日）」を使用してください。

2 就労系障害福祉サービスにおける在宅就労について

在宅での効果的なサービス提供が可能である場合においては、在宅勤務（テレワーク）等在宅でのサービス利用について、市が認めた場合は可とします。

対象者については、在宅でのサービス利用を希望する者で、在宅でのサービス利用による支援効果が認められるものとします。

そのため、在宅就労を新規・継続して行う場合は、北・南部障害者支援課に届出書を提出していただき指示に従ってください。

なお、届出書の書式については、尼崎市のホームページに掲載しております「障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染防止対策について（追記）（令和2年6月30日）」のとおりとします。

4 生活介護における取扱いについて

引き続き、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年6月19日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」のとおり、サービスの提供にあたり、いわゆる「3つの密」を避けるための取組みを理由として、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも、短時間利用減算を適用しません。

報酬の算定を行う場合は、事前に利用者の合意を得た上で、説明者の氏名、説明内容・説明し同意を得た日時、同意した者の氏名等を、必ず記録をしてください。

5 短期入所における取扱いについて

引き続き、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年6月19日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組みとして、緊急時の受入れと同程度の負担とみなし、全ての利

用者について、月に14日を上限に緊急短期入所受入加算を算定可能とします。

なお、通常の実扱いにより緊急短期入所受入加算を算定している場合に、追加で上記の実扱いを行う場合であっても月の上限日数は変わらないものとします。

報酬の算定を行う場合は、事前に利用者の合意を得た上で、説明者の氏名、説明内容・説明し同意を得た日時、同意した者の氏名等を、必ず記録をしてください。

6 感染発生に備えた対応について

「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染症対策マニュアル」「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン」（いずれも令和2年12月厚生労働省作成・HP掲載）等も参考に、各障害福祉サービス事業所において感染が発生した場合のシミュレーションや必要な備えをあらかじめ行ってください。

★ 感染発生した事業所のサービス継続に係る支援について

本市では、感染が発生した事業所がサービスを継続するための支援として、衛生用品等の配付に加えて、事業所内の消毒経費や職員の各種手当など、サービス継続に必要な「かかりまし経費」について補助を行っていますので、下記の市HPをご確認ください。なお、対象の可否や申請にあたっては、障害福祉政策担当までお問い合わせください。

【市HP：障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業】

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1023271.html>

以上